

# 居宅介護支援重要事項説明書 (令和7年1月1日～)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をください。

この「重要事項説明書」は、「厚生省令第38号4条」に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

## 1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

法人名称	社会福祉法人 一期一会福祉会
代表者氏名	理事長 臼井 和香奈
法人所在地 (電話番号及びホームページ)	〒482-0017 愛知県岩倉市北島町二本木7番地 電話 0587-66-2110 ホームページ <a href="https://www.ichigoichie.or.jp/">https://www.ichigoichie.or.jp/</a>
法人設立年月日	昭和61年1月8日

## 2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	大口一期一会ケアプランセンター
介護保険指定 事業所番号	2375300247
事業所所在地	〒480-0137 愛知県丹羽郡大口町大屋敷三丁目207番地 軽費老人ホーム 一期一会荘内
管理者氏名	吉永 裕紀子
連絡先	電話：0587-95-7277 ファックス：0587-95-0887
事業所の通常の 事業の実施地域	丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、江南市（曾本町、江森町）、小牧市（岩崎原、河内屋新田）

### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業目的	社会福祉法人一期一会福祉会が設置する大口一期一会ケアプランセンター（以下、「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
運営方針	1 利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮したものである。 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者には提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。 4 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（ただし、12月29日から1月3日までは除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分
備考	上記を原則としますが、状況に応じ営業日以外でも対応致します。

(4) 事業所の職員体制

	職務内容	人員数
管理者 (主任介護支援専門員)	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名 ※介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	ケアマネジメント業務を行います。	常勤2名 ※うち1名、管理者を兼務 非常勤1名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	介護保険適用有無	利用料(月額)	利用者負担額(介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整			
③ サービス実施状況把握、評価			
④ 利用者状況の把握			
⑤ 給付管理			
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助			
⑦ 相談業務			

3 居宅介護支援の利用料

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人に当りの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費I(i) (単位数 1,086) 11,088円	居宅介護支援費I(i) (単位数 1,411) 14,406円
" 45人以上の場合において、45以上60未満の部分	居宅介護支援費I(ii) (単位数 544) 5,554円	居宅介護支援費I(ii) (単位数 704) 7,187円
" 45人以上の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費I(iii) (単位数 326) 3,328円	居宅介護支援費I(iii) (単位数 422) 4,308円

◎1単位は、10.21円で計算しています。

- ※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者等に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より2,042円を減額することとなります。
- ※ 45人以上の場合、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費I(ii)又はI(iii)を算定します。

	加算	金額	算定要件等
介護度による区分なし	初回加算 (1月につき+300単位)	+3,063円/月	○新規に居宅サービス計画を作成する場合 ○要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ○要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算		利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合
	(I) (1月につき+250単位)	+2,552円/月	○入院した日のうち1回提供していること。
	(II) (1月につき+200単位)	+2,042円/月	○入院した日の翌日又は翌々日に提供していること。
	退院退所加算		病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護保険施設への入院・入所していた者が退院・退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
	(I) イ (+450単位)	+4,594円/回	○必要な情報提供を1回、カンファレンス以外の方法で受けた場合
	(I) ロ (+600単位)	+6,126円/回	○必要な情報提供を1回、カンファレンスにより受けた場合
	(II) イ (+600単位)	+6,126円/回	○必要な情報提供を2回以上、カンファレンス以外の方法で受けた場合
	(II) ロ (+750単位)	+7,657円/回	○必要な情報提供を2回以上受け、うち1回以上カンファレンスにより受けた場合
	(III) (+900単位)	+9,189円/回	○必要な情報提供を3回以上受け、うち1回以上カンファレンスにより受けた場合
	通院時情報連携加算 (1月につき+50単位)	+510円/月	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。
	緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に+200単位)	+2,042円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
	ターミナルケアマネジメント加算 (死亡日及び死亡日14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合+400単位)	+4,084円/回	在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合
	特定事業所加算 (I) (1月につき+519単位)	+5,298円/月	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する。 ・他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研修会を実施 ※事例検討会等は実施計画の策定が必要 ・地域包括支援センター実施の事例検討会への参加
	特定事業所加算 (II) (1月につき+421単位)	+4,298円/月	
	特定事業所加算 (III) (1月につき+323単位)	+3,297円/月	
	特定事業所加算 (A) (1月につき+114単位)	+1,163円/月	
	特定事業所医療介護連携加算 (1月につき+125単位)	+1,276円/月	

	減算	割合	算定要件等
介護度による区分なし	業務継続計画未実施減算	所定単位数の1.0%を減算	以下の基準に適合していない場合。 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。 ※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1.0%を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 ・虐待の防止のための指針を整備すること ・従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
	同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	所定単位数の95%を算定	対象となる利用者 ・指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 ・指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く）に居住する利用者。

#### 4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、移動に要した交通費の実費をご負担いただきます。自動車を使用した場合の交通費は次の額とします。 ・通常の事業の実施地域を越えた距離に対し、片道1km毎に100円
② 複写物の交付	サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます（10円/1枚）。
③ キャンセル料	利用者の都合で事前協議なくサービスをキャンセルした場合、交通費等実費をいただくことがあります。

#### 5 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

- ※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。
- ※ 利用者同意のもとで情報通信機器を利用して利用者と思疎通ができること、他のサービス事業所との連携によるモニタリングができること等の条件を満たした場合は2ヶ月に1回の訪問となる場合があります。

## 6 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認します。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 利用者が病院等に入院しなければならない場合には、病院等と情報共有や連携を図ることで退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、担当する介護支援専門員の名前や事業所名、連絡先を病院等へ伝えてください。
- (5) 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、訪問介護等という。）の各サービスの利用割合および前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等のサービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合について、利用者へ説明し、理解を得るよう努めます。
- (6) 障害福祉サービスを利用してきた方が介護保険サービスを利用される場合、障害福祉制度の相談支援事業者と連携を取るよう努めます。

## 7 ハラスメントの防止

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定に基づき、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。
- (2) 利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します
  - ① 介護支援専門員その他従業者に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）
  - ② 介護支援専門員その他従業者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
  - ③ 介護支援専門員その他従業者に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌らせ行為等）

## 8 感染症や災害の対応力強化

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。感染症が発生、又はまん延しないように次の措置を講じるものとします。

- (1) 感染症の発生又はそのまん延を防止するための指針の整備
- (2) 感染症の発生又はそのまん延を防止するための研修及び訓練の実施

## 9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備します。
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) 苦情解決体制を整備しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 吉永 裕紀子
-------------	------------

- (6) サービス提供中に、当該事業所受業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通知します。

## 10 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none"><li>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、「一期一会福祉会個人情報管理規程」に基づき、適切な取扱いに努めます。</li><li>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」といふ。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li><li>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li><li>④ 事業者は従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後も、その秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。</li></ul>
個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"><li>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</li><li>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li><li>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</li></ul>

## 11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

## 12 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

### 13 サービス提供に関する相談、苦情について

#### (1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【苦情受付窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ・利用者及び利用者のご家族等より苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問等実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
  - ・苦情受付担当者は、当該介護支援専門員に事実関係の確認を行い、苦情解決責任者及び第三者委員に報告する。
  - ・苦情受付担当者は、把握した状況を踏まえ、必要に応じ第三者委員の助言を求め等、解決に向けての話し合いを行う。
  - ・対応内容に基づき、必要に応じ関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

#### (2) 苦情申立の窓口

【苦情受付窓口】 (苦情受付担当者)	大口一期一会ケアプランセンター 管理者 吉永 裕紀子 所在地：愛知県丹羽郡大口町大屋敷三丁目 207 番地 電話：0587-95-7277 受付時間 8：30～17：30
【苦情解決責任者】	軽費老人ホーム一期一会荘 荘長 鈴木 信義 所在地：愛知県丹羽郡大口町大屋敷三丁目 207 番地 電話：0587-95-3118 受付時間 8：30～17：30
【保険者の窓口】	大口町 長寿ふくし課 電話：0587-94-0051
	江南市 介護保険課 電話：0587-54-1111
	小牧市 介護保険課 電話：0568-76-1197
	岩倉市 長寿介護課 電話：0587-38-5811
	扶桑町 長寿介護課 電話：0587-93-1111
	お住まいの市区町村の介護保険担当課 電話：
【愛知県の窓口】	愛知県福祉局高齢福祉課 介護保険指定・指導グループ 電話：052-954-6289
【公的団体の窓口】	愛知県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談窓口 電話：052-971-4165
【一期一会福祉会 第三者委員】	森山 稔（一期一会福祉会評議員） 電話：0587-37-6909
	宮田浩明（一期一会福祉会評議員） 電話：0587-37-0693

14 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和      年      月      日
-----------------	-------------------------

上記内容について、「厚生省令第 38 号 4 条」に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	愛知県岩倉市北島町二本木 7 番地
	法人名	社会福祉法人 一期一会福祉会
	代表者名	理事長 白井 和香奈
	事業所名	大口一期一会ケアプランセンター
	説明者氏名	

◇上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	
署名代行者	住所	
	氏名	
	続柄	
利用者家族	住所	
	氏名	
	続柄	